長浜市地域農業経営基盤強化促進計画の変更案公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第１９条第５項の規定に基づき、地域農業経営基盤強化促進計画を変更するので、同条第７項の規定により、地域農業経営基盤強化促進計画の変更案を公告し、次のとおり縦覧に供する。

利害関係人は、同法第１９条第７項の規定により、縦覧期間満了の日までに、縦覧に供する地域農業経営基盤強化促進計画の変更案について、市に対して意見書を提出することができる。

令和８年１１月２０日

長浜市長　浅見　宣義

１　地域農業経営基盤強化促進計画の変更案を作成した地区
別紙のとおり

２　縦覧期間
自　令和８年１１月２０日
至　令和８年１２月　３日

３　縦覧場所
長浜市産業観光部農政課
長浜市八幡東町６３２番地

４　意見書の提出先
長浜市産業観光部農政課
長浜市八幡東町６３２番地

対象地区一覧

番号	地域計画の地区		地区内農業集落名
1	西浅井地区	西浅井町岩熊	西浅井町岩熊